平成２６年（フ）第６６７号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目43番15―12号
債務者　菅原　清子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９７号
大阪府枚方市長尾台１丁目１番１号、前住所大阪府枚方市招堤南町２丁目17番１号
債務者　佐竹　信也
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５１号
大阪府豊中市服部本町１丁目８番23号
債務者　髙野　陽世
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５６号
大阪府高槻市天川町７番32―601号
債務者　玉川　由美（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６３号
大阪府門真市石原町19番12号ＯＳハイツ303号
債務者　林　　義高
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３号
長崎県長崎市水の浦町187番地
債務者　鷺池　一成
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
長崎県長崎市片淵４丁目19番26号
債務者　松本　和仁
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷907番地９　サンヒルズみなみ公園304号
債務者　土橋こずえ
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
長崎県長崎市女の都３丁目５番１―302号
債務者　伊藤美由紀
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
長崎県諫早市西小路町805番地６、前住所長崎県諫早市乙52番地
債務者　土橋　重義
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第８号
長崎県諫早市西小路町805番地６、前住所長崎県諫早市乙52番地
債務者　土橋　尚子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
長崎県大村市宮小路１丁目278番地２　プレジール宮小路Ａ棟101号
債務者　佐藤　寛子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
仙台市太白区東中田２丁目31番21号
債務者　藤井真理子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
仙台市太白区西中田６丁目22番２―308号
債務者　鈴木　美幸（旧姓津島）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
仙台市若林区沖野７丁目39番75号　菅原レジデンスⅡ―208
債務者　後藤　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
仙台市若林区沖野７丁目39番75号　菅原レジデンスⅡ―208
債務者　後藤ゆり子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
茨城県潮来市延方東1768番地
債務者　吉原　寛恵
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５３３号
新潟市中央区女池３丁目55番９号　アリス新潟第１―204号
債務者　竹内　克明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部